

～ご確認ください。～

- ✓特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）の**圧着された部分を開封しないよう各納税者（従業員等）に交付してください。**
納税義務者が退職等のため交付できない時は、その旨を決定通知書（納税義務者用）の余白に記入して直ちに返送してください。
- ✓税額、その他誤りを発見された場合は連絡してください。

《特別徴収税額通知書のデータ送付について》

当市では、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用して給与支払報告書提出時を提出する特別徴収義務者に対して、希望に応じて特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用/納税義務者用）をデータ送信しています。データ送付以外については原則書面にて対応します。なお、変更通知については、従来通り書面での送付になります。税制改正により、光ディスクによる電子データ（副本）の送付は廃止となります。令和6年度分より書面での対応となりますので、電子データによる税額通知を希望する場合は、eltaxの利用をご検討ください。

●月割額の徴収方法・納期限

特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の月割額欄から徴収した月割額の合計額を、「個人市民税・県民税納入書」により徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。（例：「6月分」の月割額を6月に支払う給与から徴収し、7月10日までに納付）
特別徴収税額に変更が生じた場合は、処理を行った月の翌月に変更通知書を送付しますので、それに基づいて徴収してください。
また、「特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」を各納税義務者へ交付してください。
【総務省の通達により、特別徴収税額通知書（特別徴収義務者）の個人番号欄及び法人番号欄は記載していません。】

★指定金融機関等

- ・納入書の裏面に記載している各金融機関等で納めることができます。
- ・**四国外**のゆうちょ銀行・郵便局で納付する場合は、「指定通知書」を希望する郵便局へ事前に提出する必要があります。利用される場合は、指定通知書を郵送しますので当市までご連絡ください。

★退職所得に対する市・県民税の納入方法

納入書の退職所得分の欄に退職所得に対する税額を記入してください。※「特別徴収納入書の記入方法について」を参照

●退職・中途入社等による異動について

特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）に記載されている者に、退職等の異動があった場合は、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を異動月の翌月10日までに必ず提出してください。また、中途入社等で普通徴収から特別徴収への切替を希望される場合には、「市民税・県民税特別徴収への切替申請書」を提出してください。
※異動届の提出がない場合あるいは遅延した場合には、納税義務者が多額の税額を一度に強いられることもあり、また、特別徴収義務者についても督促等でご迷惑をおかけすることがあります。

★一括徴収について

6月1日から12月31日までの間に退職、休職される方で、以後徴収できない残税額を本人の申し出によって一括徴収できます。
※翌年の1月1日以降については、特別徴収の継続希望がない場合、本人の了解を得なくても一括徴収が義務づけられています。（給与または退職手当等の金額が残税額を超えている場合に限りです。）

※社名や所在地等の変更があった場合には、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

●特別徴収税額を納期限までに納入しなかった場合

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかった場合は、その翌日から納入の日までの日数に応じ、当該税額に年14.6%（ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金がかかります。なお、督促状を発した場合に督促手数料100円も加算されますので合わせて納入してください。

★不服申立てについて

通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対して裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。